

証券コード 2130

平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区晴海一丁目8番10号
株式会社 メンバーズ
代表取締役社長 剣 持 忠

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月20日（月曜日）営業時間終了時（午後6時00分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成28年6月21日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランド トリトンスクエア X棟 5階
オフィスタワーX 貸会議室2 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | 剰余金処分の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト
(<http://www.members.co.jp/>)

会社説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場「貸会議室2」におきまし
て、株主の皆様にご理解をより深めていただくため、「会社説明
会」を開催いたします。

お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご
案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、中国をはじめとする世界経済の減速感等を背景とし、先行きは不透明な状況になっております。そのような環境下において、当社グループを取り巻くインターネット業界では、スマートフォンの普及が後押しし、2014年の総メディア接触時間（東京地区）におけるネット接触時間が初めてテレビ接触時間を上回る（株式会社博報堂DYメディアパートナーズメディア環境研究所、平成26年6月発表）など、これまで以上にネットメディアの重要性が増しております。また、Webを通じたユーザーとのダイレクトで双方向かつ継続的なコミュニケーションの重要性が高まっており、インターネットユーザーが企業のWebサイトやFacebook等のSNSページにアクセスし、いいね！ボタンを押し、また、シェアすることによって、Webサイトや記事を他のインターネットユーザーに紹介するといった、生活者との継続的な関係構築が進んでおります。同時に顧客企業のニーズもこのようなコミュニケーションを通じて、企業のマーケティング成果を創出するように変化してきております。

そのような中、当社グループは、2020年に向け策定いたしました「VISION2020」（平成26年5月8日発表）に則り、Webを通じたユーザーとの継続的な関係構築を通じてマーケティング成果を創出する総合的なWeb運用サービス「エンゲージメント・マーケティング・センター（EMC）」モデル（※）の確立に注力しております。当連結会計年度におけるEMCモデル提供クライアントの売上は4,066百万円（前連結会計年度比32.2%増）、社数は14社（同+1社）となっております。

また2020年の東京オリンピック開催を背景とする訪日外国人旅行者（インバウンド）の継続的な増加に伴い、国内企業と訪日外国人旅行者との関係構築をデジタルマーケティング領域で総合的に支援すべく、インバウンドビジ

ネスにおけるデジタルマーケティング支援事業に本格参入いたしました（平成27年9月28日発表）。この一環として、中国最大のメッセージアプリ「WeChat（微信）」を活用したインバウンド向けマーケティング支援サービスの提供（平成27年12月10日発表）及び、海外2拠点（北京・バンコク）の同時開設（平成28年1月19日発表）など、各地域のユーザーにとって最適なデジタルメディア上のコミュニケーションを実現するための取組みを進めております。加えて新卒社員や地方拠点の拡大による内製化施策等、前期より継続して収益性及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

(※)EMCモデルとは、顧客企業専用ユニットを編成し、戦略立案、デザイン、エンジニアリング等、Webサイト運用に関わる様々な専門業務を総合的に組み合わせ、データを活用したPDCAサイクルを回していくことで、顧客企業のマーケティング成果を向上させることを目標にした企業Webサイトの運用サービスです。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,469百万円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益は448百万円（前連結会計年度比48.0%増）、経常利益は468百万円（前連結会計年度比46.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は290百万円（前連結会計年度比57.3%増）となりました。

また、当社は平成27年6月26日をもちまして創業20周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、平成28年3月期の配当において、1株当たり3円の記念配当を実施することいたしました。これにより、普通配当9円に記念配当を加え、1株当たりの期末配当額は12円（前期比6円増配）を予定しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社の株式会社エンゲージメント・ファーストは、平成27年4月8日を効力発生日として、クライアント企業と顧客のエンゲージメント向上のためのオムニチャネルコンサルティング事業を展開することを目的として、株式会社TREEから事業の一部を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年10月1日を効力発生日として株式会社マイナースタジオの株式の1,440株（発行済株式の51%）を取得し、当社の連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成25年3月期)	第 19 期 (平成26年3月期)	第 20 期 (平成27年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	4,818,037	5,793,385	6,325,349	6,469,690
経 常 利 益 (千円)	194,887	261,729	320,165	468,452
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	97,317	145,961	184,760	290,701
1株当たり当期純利益 (円)	16.92	25.15	31.45	48.92
総 資 産 (千円)	2,448,179	2,719,410	3,082,930	3,522,079
純 資 産 (千円)	1,402,636	1,550,839	1,730,674	2,021,449
1株当たり純資産額 (円)	240.62	261.45	287.00	331.36

(注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (平成25年3月期)	第 19 期 (平成26年3月期)	第 20 期 (平成27年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	4,779,987	5,790,085	6,266,723	6,223,233
経 常 利 益 (千円)	195,817	278,538	346,255	487,167
当 期 純 利 益 (千円)	100,838	120,836	210,241	310,582
1株当たり当期純利益 (円)	17.53	20.82	35.78	52.26
総 資 産 (千円)	2,468,830	2,722,310	3,090,254	3,483,521
純 資 産 (千円)	1,428,192	1,551,270	1,754,235	2,067,242
1株当たり純資産額 (円)	245.04	261.53	291.40	339.03

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
株式会社コネクトスター	55百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社エンゲージメント・ファースト	10百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社MOVAAA	10百万円	55%	ネットビジネス支援
株式会社メンバーズキャリア	30百万円	100%	ネットビジネス支援
株式会社マイナースタジオ	3百万円	51%	ネットビジネス支援

(4) 対処すべき課題

当社グループは、高度化・複雑化して重要度が高まっているインターネットビジネス環境において、顧客ニーズが従来以上に効果的・効率的かつ高品質にインターネットビジネスを運営することに変化してきていること、加えて採用マーケットにおける深刻なWeb人材不足を重要な課題として認識しております。当社グループとしては、大手優良企業顧客との取引において、膨大に増えるWebマネジメント業務やソーシャルメディアを活用したエンゲージメント向上の取組みを包括的に提供するEMCモデルの確立を通じて高品質なネットビジネス運営代行実績を積み上げ、顧客企業の信頼と満足を勝ち得ること、及びそのために必要な人材リソースの確保・育成に注力し、今後も地方での拠点展開や人材確保、さらにはグローバル人材の確保、社員のスキル育成などへ積極的に投資してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	主要製品
ネットビジネス支援	・ソーシャルメディアの構築・運用・プロモーション ・インターネット広告代理業務の企画・提案・販売・運営 ・ウェブ・インテグレーション業務の企画・提案・販売・運営 ・マーケティング・ツールの企画・開発・提案・販売・運営

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区晴海
ウェブガーデン仙台	宮城県仙台市青葉区
ウェブガーデン北九州	福岡県北九州市小倉北区

② 子会社

株式会社コネクトスター	東京都中央区晴海
株式会社エンゲージメント・ファースト	東京都中央区晴海
株式会社MOVAAA	東京都中央区晴海
株式会社メンバーズキャリア	東京都中央区晴海
株式会社マイナースタジオ	東京都渋谷区渋谷

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
366 (78) 名	56 (1) 名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時使用人数は（ ）内に当連結会計年度の平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 従業員が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものです。
3. 当社グループはネットビジネス支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
314 (78) 名	34 (1) 名増	34.2歳	4.3年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時使用人数は（ ）内に当事業年度の平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 従業員が前事業年度末に比較して増加した主な理由は、事業拡大によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,124,400株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は69,000株増加しております。

(3) 株主数 1,870名（前期末比413名減）

(4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
剣 持 忠	1,761,800株	29.1%
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	1,117,600	18.5
メンバーズ従業員持株会	212,289	3.5
本 多 均	180,000	3.0
株 式 会 社 ジ ャ ス ト	120,000	2.0
高 木 邦 夫	87,500	1.4
小 峰 正 仁	86,100	1.4
勝 又 一 仁	81,000	1.3
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	76,600	1.3
露 木 琢 磨	70,600	1.2

(注) 1. 当社は、自己株式を76,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりません。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 当社は、当社従業員に対する「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。持株比率は平成28年3月31日現在で信託E口が保有する株式76,600株を含めて計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成28年3月31日現在）

名称 (発行決議日)	新株予約権 の数	新株予約権 の目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 の発行金額	新株予約権 の行使時の 払込金額 (円)	権利行使 期間	行使の条件
平成24年第2回 新株予約権 (平成24年8月22日)	137個	普通株式 37,400株	無償	501円	自平成26年 9月7日 至平成29年 9月6日	(注) 1～3
平成25年新株予約権 (平成25年5月22日)	50個	普通株式 10,000株	無償	509円	自平成27年 6月15日 至平成30年 6月14日	(注) 1～3
平成26年新株予約権 (平成26年5月21日)	237個	普通株式 23,700株	無償	629円	自平成28年 6月14日 至平成31年 6月13日	(注) 1～3

- (注) 1. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。
2. 次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。
- (a) 新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。
- (b) 新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。
- (c) 新株予約権者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。
3. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の区分別状況 (平成28年3月31日現在)

区分	名称	新株予約権の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	平成24年第2回 新株予約権	137個	2名
	平成25年新株予約権	50個	2名
	平成26年新株予約権	237個	2名
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	357個	2名
社外取締役	平成24年第2回 新株予約権	—	—
	平成25年新株予約権	—	—
	平成26年新株予約権	—	—
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	20個	2名
監査役	平成24年第2回 新株予約権	—	—
	平成25年新株予約権	—	—
	平成26年新株予約権	—	—
	平成26年 募集新株予約権	40個	2名
	平成27年 募集新株予約権	20個	2名

(3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(4) その他新株予約権等の状況

	平成27年募集新株予約権
発行決議日	平成27年6月12日
交付者数	42名
新株予約権の数	1,061個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 106,100株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行金額	新株予約権1個当たり 5,593円
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 46,900円 (1株当たり 469円)
権利行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成34年6月30日
行使の条件	(注) 1～5

- (注) 1. 新株予約権者は、平成28年3月期、平成29年3月期及び平成30年3月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使用することができる。
- なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会において定めるものとする。
- (a) 営業利益が450百万円以上の場合
行使可能割合：100%
- (b) 営業利益が350百万円以上の場合
行使可能割合：80%
- (c) 営業利益が320百万円以上の場合
行使可能割合：50%
2. 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	剣 持 忠	株式会社コネクタスター 取締役 株式会社エンゲージメント・ファースト 取締役 株式会社MOVAAA 取締役 株式会社メンバーズキャリア 取締役 株式会社マイナースタジオ 取締役
取兼常務執行役員	小 峰 正 仁	株式会社コネクタスター 監査役 株式会社エンゲージメント・ファースト 監査役 株式会社MOVAAA 監査役 株式会社メンバーズキャリア 監査役 株式会社マイナースタジオ 監査役
取締役	吉 井 信 隆	インターウォーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	徳 久 昭 彦	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役 株式会社プラットフォーム・ワン 取締役 ユナイテッド株式会社 取締役
常勤監査役	甘 粕 潔	
監査役	露 木 琢 磨	露木・赤澤法律事務所
監査役	土 屋 洋	

- (注) 1. 取締役吉井信隆氏及び徳久昭彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役甘粕潔氏、露木琢磨氏及び土屋洋氏は、社外監査役であります。
3. 平成27年6月23日付で監査役の地位を以下の通り変更しております。
- ・ 監査役土屋洋氏は常勤監査役から社外監査役に就任いたしました。
 - ・ 監査役甘粕潔氏は社外監査役から常勤監査役に就任いたしました。
4. 取締役吉井信隆氏及び監査役甘粕潔氏、露木琢磨氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社では、業務執行をより機動的に行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、上記のうち社外取締役2名を除く2名の取締役のほか、原裕氏、嶋津靖人氏、浅見浄治氏及び高野明彦氏で構成されております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任された取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1)	48,420千円 (2,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3)	12,300千円 (10,200千円)
合 計 (うち社外役員)	6名 (4)	60,720千円 (12,600千円)

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。使用人分給与は次のとおりであります。
使用人兼務役員 15,264千円
3. 上記の支給額には以下のものが含まれております。
取締役2名に対するストック・オプションによる報酬額4,156千円
4. ①取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- ②上記①とは別枠で、取締役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成25年6月21日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議をいただいております。
5. ①監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議をいただいております。
- ②上記①とは別枠で、監査役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3,000千円以内と決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- 社外取締役の吉井信隆氏はインターウォーズ株式会社の代表取締役社長であります。当社と同社との間で、採用コンサルティング契約及びコンサルティング契約を締結しております。
 - 社外取締役の徳久昭彦氏はデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の取締役、ユナイテッド株式会社及び株式会社プラットフォーム・ワンの取締役であります。デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社は当社の取引先であり、当社株式を1,117,600株（18.5%）保有しております。ユナイテッド株式会社と株式会社プラットフォーム・ワンと当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 社外監査役の露木琢磨氏は弁護士資格を有しております。同氏が所属する弁護士法人露木・赤澤法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 吉井 信 隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主に経営者の見地から意見を述べるなど、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
取締役 徳久 昭 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。主にメディアレップ事業大手企業の業務執行者の見地から意見を述べるなど、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役 甘 粕 潔	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。公認不正検査士及び企業リスク管理コンサルタントとしての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 露 木 琢 磨	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 土 屋 洋	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。これまでの当社の常勤監査役としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監督と、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

- ・ 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、次のとおり同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・ 契約締結日以降、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役及び社外監査役を当然に免責します。

社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定め、この基準を満たす役員を独立役員として名古屋証券取引所に届出をしております。

1. 当社取締役会が、当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有すると認定する社外役員を「独立役員」という。）。

①	当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）
②	当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
③	当社グループを主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
④	当社グループから役員報酬以外に多額の金銭（※4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
⑤	当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥	当社グループの主要株主（※5）又はその業務執行者
⑦	当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（※6）
⑧	上記①～⑥に該当する者の近親者等（※7）
⑨	過去3年間において、①～⑦に該当していた者

- ※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2. 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループの連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- ※3. 主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、取引先企業の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
- ※4. 多額の金銭とは1,000万円以上をいう。
- ※5. 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有するものをいう。
- ※6. 独立役員が社外監査役の場合に限る。
- ※7. 近親者等とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。
2. 前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
 3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように努め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴェンティア

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの全取締役及び全使用人が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底します。

当社グループは、既にコンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当たります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定しており、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存及び管理を行います。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行います。また取締役は全使用人に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役や監査役の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築します。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中核とする総合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直します。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

高い独立性と専門性に立ち取締役会の監督機能を果たすため、1～2名の社外取締役と2名以上の社外監査役を置くこととします。

定例取締役会を毎月1回原則として全取締役及び全監査役出席の下に開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行います。取締役及び監査役は必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取締役

が反対意見の時はこれを議事録に記録します。議案は原則として書面の説明書をつけ会日の数日前には常勤役員（取締役及び監査役）に配付します。

また取締役会の決定事項の徹底を図るため及び取締役会の意思決定に資するため執行役員会を定期的開催し、全常勤役員はこれに出席します。

⑤当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社グループは同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、及び社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保し、ならびに独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告します。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき当社から子会社へ役職員を派遣し、役職員は子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告等を行います。

また、当社内部監査部門による内部監査を行います。

⑦当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を行う上で使用人の補助を求めた場合は、監査役の同意を得た上で当社管理部門の使用人が対応します。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、監査役の同意を要するものとします。また当該使用人は当社グループの就業規則等に依りますが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事考課等に際しては、監査役に意見を求めるものとします。

- ⑨当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査役はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取します。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配布し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、また、監査役の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供します。

また、常勤監査役は当社におけるリスク・コンプライアンス委員会のオブザーバーとして当社グループのリスク、問題点等を把握し対応します。

また、コンプライアンス通報規程を策定し、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報制度を設け、全従業員がコンプライアンス違反及び不適切な行為等を通報することができ、通報者が保護される体制を整備しております。

- ⑩当社グループの監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループの監査役の職務遂行のために生じる費用については、当社が負担します。

- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は、社外監査役とします。常勤及び非常勤社外監査役の人選等は現任する監査役の意見を聴取し、決定します。

監査役会は、監査に関係する当社の会計監査人、内部監査部門及びコーポレートサービスディビジョンとの連携を密にし、各監査機関の監査の実効等を期すため、取締役に対して意見及び情報の提供等を行います。

(2)業務の体制を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対しe-ラーニングを利用したコンプライアンス・セキュリティ講習を実施しております。また、コンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置を行いました。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき適切に保管及び管理を行っております。また、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法により廃棄することとしております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理は、リスク管理規程に基づき個別リスクマネジメントマニュアルを整備し、全使用人にはイントラネットによりいつでも閲覧できる体制を整えております。

またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等に加入しております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、当社は執行役員制度を設けております。取締役会及び執行役員会の体制は以下の通りです。

<取締役会>

当社の取締役会は取締役2名、社外取締役2名で構成されております。原則として全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、会社法上の決議事項及び取締役会規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。

<執行役員会>

当社の執行役員会は常勤取締役2名、常勤監査役1名、執行役員4名で構成されており、原則として全常勤取締役、常勤監査役、全執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催し、執行役員会規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

⑤当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めており、同基本方針はイントラネット等に掲載し、グループ全体で周知を図っております。

当社グループは同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備を行い、当事業年度においてリスク・コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反事案の調査、分析、再発防止策の協議、およびリスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに再発防止に努めております。

また、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

⑥子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社等の管理は、子会社管理規程に基づき、子会社に当社より役職員を派遣し業務執行の適正確保の監視を行っており、子会社での重要案件について、職務権限規程に基づき当社管理部門において管理しております。

また、当社監査部門による内部監査を実施しております。

⑦当社グループの監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助するべき使用人はおりませんが、監査役がその職務を行う上で使用人の補助を求めた場合は、監査役の同意を得て管理部門の使用人を当てる体制を整えております。

- ⑧当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及び当社グループの監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

原則として監査役はすべての取締役会に出席し、定例及び臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取しております。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配布し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っており、監査役は自らの豊富な見識を元に守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べております。

また、監査役の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供しております。

- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成され、監査役会が定めた方針に沿い、取締役を監査しております。監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、監査法人や内部監査担当とも適宜連携して情報を共有し、経営監視機能の向上を図っております。社外監査役のうち1名は弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、常勤監査役は公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしております。

監査役には取締役会前に事前に議案書等を配布し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行っております。

また、監査役の職務の遂行に必要な情報を担当部門に求められる環境を整え、速やかに情報提供しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解している者でなければならないと考えます。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、当社株式に対する大規模買付行為があった場合には、適時適切な情報開示に努めるとともに、法令及び定款の範囲内で、その時点における適切な対応をまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、継続的に企業価値の向上に努め、株主に対する長期的かつ総合的な利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。財務体質の強化及び将来の事業拡大に備えるための内部留保の充実を中心に据えながら、経営成績、財政状態を勘案し、総合的な株主への利益還元を実施しつつ、連結配当性向20%程度を目標としております。

当連結会計年度につきましては、平成27年6月26日に創業20周年を迎えたことを記念して、1株当たり9円の普通配当に記念配当3円を加え、1株当たり12円（前期比6円増配）の期末配当を予定しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,993,741	流 動 負 債	1,409,395
現金及び預金	1,366,062	買 掛 金	497,027
受取手形及び売掛金	1,391,021	リ ー ス 債 務	27,731
仕 掛 品	42,279	未払金及び未払費用	343,218
繰延税金資産	105,886	未払法人税等	148,695
そ の 他	88,890	賞 与 引 当 金	277,796
貸倒引当金	△399	そ の 他	114,925
固 定 資 産	528,338	固 定 負 債	91,234
有 形 固 定 資 産	161,852	リ ー ス 債 務	42,287
建 物	104,269	繰延税金負債	1,530
工具、器具及び備品	4,633	そ の 他	47,416
リ ー ス 資 産	52,948	負 債 合 計	1,500,629
無 形 固 定 資 産	145,609	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	120,460	株 主 資 本	1,966,589
リ ー ス 資 産	11,832	資 本 金	794,589
そ の 他	13,316	資 本 剰 余 金	426,146
投 資 そ の 他 の 資 産	220,875	利 益 剰 余 金	771,790
投 資 有 価 証 券	87,843	自 己 株 式	△25,937
敷 金 及 び 保 証 金	110,413	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,985
そ の 他	22,618	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,985
資 産 合 計	3,522,079	新 株 予 約 権	42,874
		純 資 産 合 計	2,021,449
		負 債 純 資 産 合 計	3,522,079

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,469,690
売 上 原 価		5,055,254
売 上 総 利 益		1,414,436
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		965,782
営 業 利 益		448,653
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	488	
受 取 手 数 料	1,644	
助 成 金 収 入	19,428	
そ の 他	58	21,619
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	688	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	795	
そ の 他	336	1,820
経 常 利 益		468,452
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	338	338
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,998	2,998
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		465,792
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	204,047	
法 人 税 等 調 整 額	△26,604	177,442
当 期 純 利 益		288,350
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△2,350
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		290,701

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	783,715	414,662	516,488	△26,292	1,688,574
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	10,874	10,874			21,748
剰余金の配当			△35,399		△35,399
親会社株主に帰属する 当期純利益			290,701		290,701
自己株式の処分		609		355	965
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	10,874	11,483	255,301	355	278,014
平成28年3月31日 残高	794,589	426,146	771,790	△25,937	1,966,589

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計			
平成27年4月1日 残高	4,717	4,717	35,032	2,350	1,730,674
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					21,748
剰余金の配当					△35,399
親会社株主に帰属する 当期純利益					290,701
自己株式の処分					965
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	7,267	7,267	7,842	△2,350	12,759
連結会計年度中の変動額合計	7,267	7,267	7,842	△2,350	290,774
平成28年3月31日 残高	11,985	11,985	42,874	-	2,021,449

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数

5社

ロ. 主要な連結子会社の名称

株式会社コネクトスター
株式会社エンゲージメント・ファースト
株式会社MOVAAA
株式会社メンバーズキャリア
株式会社マイナースタジオ

ハ. 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社マイナースタジオを連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において、新たに株式を取得し子会社化したためであります。

② 非連結子会社の状況

イ. 非連結子会社の名称

株式会社Studymate

ロ. 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、いずれも連結計算書類に及ぼす影響は軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

イ. 会社等の名称

株式会社Studymate

ロ. 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法、その他の資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）

- ロ. その他の工事

工事完成基準

- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益並びに1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に対して退職時に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

平成25年2月6日開催の取締役会において、新しい福利厚生施策として退職時に当社株式に交換可能なポイントを付与し、株価や業績との連動性をより高め、社員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議いたしました。

当社は、従業員に勤続や慶事等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。この導入に伴い平成25年3月1日付で資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という。)が当社株式80,000株を取得しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度13,306千円、当連結会計年度12,951千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度78,700株、当連結会計年度76,600株、期中平均株式数は、前連結会計年度79,234株、当連結会計年度77,960株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 132,543千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,055,400株	69,000株	一株	6,124,400株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加69,000株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	155,500株	一株	2,100株	153,400株

(注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式76,600株については、上記自己株式に含めております。

2. 普通株式の自己株式の減少2,100株は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の制度により、信託口が所有する当社株式の売却及び株式給付によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	35,871 (注)	6	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託 (J-ESOP) 信託口に対する配当金472千円を含んでおります。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	72,571(注)	12	平成28年 3月31日	平成28年 6月22日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)信託口に対する配当金919千円を含んでおります。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第6回 新株予約 権	第7回 新株予約 権	第8回 新株予約 権	第9回 新株予約 権	第11回 新株予約 権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	90,000株	8,600株	27,400株	20,000株	89,000株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金金利変動リスクを回避するために利用することはありますが、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているものもありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理に努めております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、償還日は最長5年後であり、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.を参照ください。）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,366,062千円	1,366,062千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	1,391,021	1,391,021	－
(3) 投資有価証券	26,843	26,843	－
資産計	2,783,927	2,783,927	－
(1) 買掛金	497,027	497,027	－
(2) 未払金及び未払費用	343,218	343,218	－
(3) リース債務※	70,019	71,425	1,405
負債計	910,266	911,672	1,405

※ リース債務は、1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	61,000千円

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 331円36銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円92銭 |

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,870,910	流動負債	1,325,044
現金及び預金	1,262,467	買掛金	475,139
受取手形	149,243	リース債務	27,731
売掛金	1,198,197	未払金	323,752
仕掛品	41,078	未払法人税等	140,814
前払費用	75,547	前受金	29,153
繰延税金資産	105,886	預り金	12,266
その他	38,919	賞与引当金	260,106
貸倒引当金	△430	その他	56,080
固定資産	612,611	固定負債	91,234
有形固定資産	161,852	リース債務	42,287
建物	104,269	繰延税金負債	1,530
工具、器具及び備品	4,633	その他	47,416
リース資産	52,948	負債合計	1,416,279
無形固定資産	24,616	(純資産の部)	
ソフトウェア	12,258	株主資本	2,012,382
リース資産	11,832	資本金	794,589
その他	525	資本剰余金	426,146
投資その他の資産	426,143	資本準備金	425,052
投資有価証券	87,843	その他資本剰余金	1,094
関係会社株式	155,802	利益剰余金	817,583
関係会社長期貸付金	52,250	その他利益剰余金	817,583
出資金	19,111	繰越利益剰余金	817,583
敷金及び保証金	109,373	自己株式	△25,937
その他	1,762	評価・換算差額等	11,985
資産合計	3,483,521	その他有価証券評価差額金	11,985
		新株予約権	42,874
		純資産合計	2,067,242
		負債純資産合計	3,483,521

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,223,233
売 上 原 価		4,903,799
売 上 総 利 益		1,319,434
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		867,891
営 業 利 益		451,542
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,069	
受 取 手 数 料	16,939	
助 成 金 収 入	19,428	
そ の 他	7	37,444
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	688	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	795	
そ の 他	335	1,820
経 常 利 益		487,167
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	338	338
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,765	
固 定 資 産 除 却 損	2,998	7,763
税 引 前 当 期 純 利 益		479,742
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	195,764	
法 人 税 等 調 整 額	△26,604	169,159
当 期 純 利 益		310,582

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	そ の 他 剰 余 金 繰 越 剰 余	利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余		
平成27年4月1日 残高	783,715	414,178	484	414,662	542,400	542,400	△26,292	1,714,486	
事業年度中の変動額									
新株の発行	10,874	10,874		10,874				21,748	
剰余金の配当					△35,399	△35,399		△35,399	
当期純利益					310,582	310,582		310,582	
自己株式の処分			609	609			355	965	
株主資本以外の 項目の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	10,874	10,874	609	11,483	275,182	275,182	355	297,895	
平成28年3月31日 残高	794,589	425,052	1,094	426,146	817,583	817,583	△25,937	2,012,382	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年4月1日 残高	4,717	4,717	35,032	1,754,235
事業年度中の変動額				
新株の発行				21,748
剰余金の配当				△35,399
当期純利益				310,582
自己株式の処分				965
株主資本以外の 項目の変動額（純額）	7,267	7,267	7,842	15,110
事業年度中の変動額合計	7,267	7,267	7,842	313,006
平成28年3月31日 残高	11,985	11,985	42,874	2,067,242

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法、その他の資産は定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗度の見積りは、原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益並びに1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員に対して退職時に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

平成25年2月6日開催の取締役会において、新しい福利厚生施策として退職時に当社株式に交換可能なポイントを付与し、株価や業績との連動性をより高め、社員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議いたしました。

当社は、従業員に勤続や慶事等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時等に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。この導入に伴い平成25年3月1日付で資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という。）が当社株式80,000株を取得しております。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前事業年度13,306千円、当事業年度12,951千円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前事業年度78,700株、当事業年度76,600株、期中平均株式数は、前事業年度79,234株、当事業年度77,960株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 132,543千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 52,841千円 |
| ② 短期金銭債務 | 62,411千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	40,120千円
仕 入 高	231,465千円
営業取引以外の取引高	75,466千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	155,500株	一株	2,100株	153,400株

(注) 1. 「株式給付信託 (J-ESOP)」の信託財産として、信託口が所有する当社株式76,600株については、上記自己株式に含めております。

2. 普通株式の自己株式の減少2,100株は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の制度により、信託口が所有する当社株式の売却及び株式給付によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	80,268千円
未払金	29,182千円
子会社株式評価損	16,071千円
未払事業税	10,775千円
その他	5,436千円
繰延税金資産小計	141,734千円
評価性引当額	△33,441千円
繰延税金資産合計	108,292千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,936千円
繰延税金負債合計	△3,936千円
繰延税金資産の純額	104,356千円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.9%に変更され、平成30年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の32.3%から30.6%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,763千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	デジタル・アドバタイ ジング・コンソーシア ム(株)	(被所有) 直接 18.48	営業取引 役員の兼任	インターネット ト広告の仕入	124,735	買掛金	30,593

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 339円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 52円26銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員	公認会計士	小笠原	直	印
業務執行社員				
代表社員	公認会計士	木村	直人	印
業務執行社員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メンバーズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検査することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メンバーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月23日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メンバーズの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他のにおける審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人である監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

株 式 会 社 メ ン バ ー ズ 監 査 役 会

常 勤 監 査 役	甘 粕 潔	Ⓔ
監 査 役	露 木 琢 磨	Ⓔ
監 査 役	土 屋 洋	Ⓔ

(注) 上記監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 剰余金処分の件

当社グループは継続的に企業価値の向上に努め、株主に対する長期的かつ総合的な利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして位置づけております。

今後は、財務体質の強化及び将来の事業拡大に備えるための内部留保の充実を中心に据えながら、経営成績、財政状態を勘案し、総合的な株主への利益還元を実施してまいります。

また、当社は平成27年6月26日をもちまして創業20周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係者皆様のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。つきましては、株主の皆様への感謝の意を表するため、当期の配当において、1株当たり3円の記念配当を実施することといたしました。これにより、普通配当9円に記念配当を加え、1株当たりの期末配当額は12円（前期比6円増配）とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金12円

(普通配当9円、創業20周年記念配当3円)

配当総額 72,571,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月22日

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区晴海一丁目8番10号
晴海アイランド トリトンスクエア X棟 5階
オフィスタワーX 貸会議室2
T E L 03-5144-0660



都営地下鉄大江戸線 勝どき駅 (A2b出口) 下車
徒歩8分